

令和7年6月分フォローアップにおける先進事例

自治体において、マイナンバーカードの更新需要の増加を見据えた交付・申請受付体制の整備を実施。

○混雑緩和のための電子証明書窓口の予約制の導入

(新潟県新潟市)

概要

- ▶ マイナンバーカードや電子証明書の有効期限切れ対象者の増加を見込み、予約枠の拡大など円滑な交付・申請受付体制を構築。
- ▶ 5月1日よりマイナンバーカード特設サイトをリニューアルし、特に有効期限切れがきた方にとってわかりやすいサイト構成に変更した。
- ▶ また、カード交付の予約制のみを導入していたが、電子証明書更新申請者の増加による窓口の混雑を見据え、令和7年5月より電子証明書有効期限更新の手続きの予約受付を開始。
- ▶ 従来、電子証明書の更新・待ち時間が1時間以上かかっていたところ、予約制の導入により、待ち時間の減少や窓口の混雑緩和につながった。



● お知らせ	2025.05.01 特設サイトをリニューアルしました。
	2025.05.01 電子証明書有効期限更新手続きの予約受け付けを開始しました。

マイナンバーカードを作りたい（選べる申請方法）

マイナンバーカードの有効期限がきた方

カード本体の有効期限は、カード発行日から10回目の誕生日までです。
ただし、成人ではない方（令和4年4月1日以降にカード申請が受理された方は18歳、それ以前の方は20歳）は、発行日から5回目の誕生日までです。
有効期限を迎える方には、おおむね期限満了の2〜3か月前に更新のお知らせ通知（「マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書」）が郵送されます。マイナンバーカードおよび電子証明書の更新申請手続きが必要となりますので、お知らせに同封されている交付申請書を用い、マイナンバーカードの更新手続きをお願いします。
有効期限通知書が届く前でも、マイナンバーカードの有効期間が3か月未満となった日以降であれば手続きできます。更新にかかる

HP画面